

議案第28号

町田市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2020年9月16日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市文化財保護条例の改正に伴い、町田市文化財保護審議会の会議及び書面による調査審議に関する規定を整備するため、改正するものです。

なお、この規則は、令和2年(2020年)第3回市議会定例会に上程している町田市附属機関の災害時等における審議等の実施のための関係条例の整備に関する条例の可決が条件になります。

別紙のとおり、町田市文化財保護条例施行規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市文化財保護条例の改正に伴い、町田市文化財保護審議会の会議及び書面による調査審議に関する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 審議会の会議に関する規定を加えます。(改正後の第20条関係)
- (2) 審議会の招集通知に関する規定を加えます。(改正後の第21条関係)
- (3) 審議会の書面による調査審議に関する規定を加えます。(第22条関係)
- (4) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。

4 補足説明

この規則は、令和2年(2020年)第3回市議会定例会に上程している町田市附属機関の災害時等における審議等の実施のための関係条例の整備に関する条例の可決が条件になります。

よって、当該条例が可決されたときに、この規則を速やかに公布できるよう、あらかじめ意思決定を得ておく必要があるため、審議をいただくものです。

町田市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

町田市文化財保護条例施行規則（昭和53年8月町田市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(滅失等の届出)</p> <p>第9条 条例第8条（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物が滅失し、<u>毀損し</u>、亡失し、又は盗み取られたときの届出は、第11号様式によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(維持の措置の範囲)</p> <p>第14条 条例第14条第2項（条例第36条において準用する場合を含む。）に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物が<u>毀損し</u>、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財又は当該市指定史跡旧跡名勝天然記念物を、その指定当時の原状（指定後現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。</p> <p>(2) 市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物が<u>毀損し</u>、又は衰亡している場合において、当該<u>毀損</u>又は当該衰亡の拡大を防止するために、応急の措置を執るとき。</p> <p>(3) 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の一部が<u>毀損し</u>、又は衰亡し、<u>かつ</u>、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。</p> <p><u>(審議会の会議)</u></p>	<p>(滅失等の届出)</p> <p>第9条 条例第8条（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物が滅失し、<u>き損し</u>、亡失し、又は盗み取られたときの届出は、第11号様式によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(維持の措置の範囲)</p> <p>第14条 条例第14条第2項（条例第36条において準用する場合を含む。）に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物が<u>き損し</u>、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財又は当該市指定史跡旧跡名勝天然記念物を、その指定当時の原状（指定後現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。</p> <p>(2) 市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物が<u>き損し</u>、又は衰亡している場合において、当該<u>き損</u>又は当該衰亡の拡大を防止するために、応急の措置を執るとき。</p> <p>(3) 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の一部が<u>き損し</u>又は衰亡し、<u>かつ</u>当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。</p>

第20条 条例第48条に規定する町田市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下単に「臨時委員」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

（審議会の招集の通知）

第21条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員及び臨時委員に通知する。

（1）開催日時

（2）開催場所

（3）議題

（審議会の書面による調査審議）

第22条 第20条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による調査審議を発議することができる。

2 書面による調査審議は、委員及び臨時委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。

3 書面による調査審議における審議会の議事は、委員及び臨時委員の過半数が当該書面による調査審議に参加した上で、当該参加した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、書面による調査審議において、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

（審議会の部会）

（町田市文化財保護審議会の部会）

第23条 条例第55条の規定により、審議会に次の部会を置く。

略

2・3 略

(標識等の管理)

第24条 条例第56条の規定により、標識又は説明板を管理する者(次項において「標識等の管理者」という。)は、これが亡失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 略

第20条 条例第57条の規定により、町田市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に次の部会を置く。

略

2・3 略

(標識等の管理)

第21条 条例第58条の規定により、標識又は説明板を管理する者(次項において「標識等の管理者」という。)は、これが亡失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 略

第11号様式中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

町田市文化財保護条例施行規則（改正後）

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

町田市教育委員会 様

住 所

氏 名

印

文化財の滅失等の届

町田市※1 指定
登録

文化財が下記のとおり※2

した

ので届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 届出事実の発見年月日
- 3 届出事実の状況
- 4 届出事実の発見後の処置
- 5 今後の処置についての希望
- 6 その他参考となる事項及び資料

(注) 1 様式中の※1印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

2 様式中の※2印の箇所は、「滅失」、「毀損」、「盗難」、「亡失」又は「衰亡」等の届出の事由について記入すること。

町田市文化財保護条例施行規則（改正前）

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

町田市教育委員会 様

住 所

氏 名

印

文化財の滅失等の届

町田市※1 指定
登録

文化財が下記のとおり※2

した

ので届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 届出事実の発見年月日
- 3 届出事実の状況
- 4 届出事実の発見後の処置
- 5 今後の処置についての希望
- 6 その他参考となる事項及び資料

(注) 1 様式中の※1印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

2 様式中の※2印の箇所は、「滅失」、「き損」、「盗難」、「亡失」又は「衰亡」等の届出の事由について記入すること。